

## Agricultural Policies in OECD Countries: At a Glance - 2006 Edition

Summary in Japanese

### OECD 諸国の農業政策：概観 - 2006 年版

日本語要約

#### エグゼクティブ・サマリー

#### OECD 地域の農業セクターは引き続き高い助成水準を特徴とする

2005 年の OECD 地域の生産者助成は、生産者補助水準（%PSE）で見ると、農家収入の 29% を占め、2004 年と同じであったが、1986～88 年の 37% に比べると低下している。2005 年の PSE（生産者補助相当額）は推計で 2,800 億米ドル（2,250 億ユーロ）である。生産者助成、消費者への財政移転、農業向け一般サービスを合わせた農業助成総額の 2005 年の対 GDP 比は、1986～88 年の 2.3% に対し、1.1% であった。

#### 生産・貿易を最も歪める政策手段からの段階的移行が続く

政策改革により、生産者への助成方法は変化している。生産と貿易を最も歪める形態の助成 産出量や投入量と関連する助成 のシェアは、1986～88 年の 91% から 2003～05 年には 72% へと低下した。産出量関連の助成の減少は、国内生産者価格と輸出入価格の大幅な格差縮小にも現れている。1986～88 年には OECD 平均の生産者価格は輸出入価格を 57% 上回っていたが、2003～05 年には格差が 27% へと縮小していた。これらの形態の助成の削減は、作付面積や家畜数、あるいは従来からの所得補償などに基づく支払額の増加と同時に進行しており、それが農家収入への影響を抑制している。このような支払には、特に環境関連の規制遵守条件が付けられるケースがますます増えている。しかし、大半の国では産出量や投入量と関連する措置が依然として生産者助成の主流を占め、生産を奨励し、天然資源を圧迫し、貿易を歪めている。さらに、明確な目標や受益者に絞りを絞らせた政策への移行はほんのわずかしが進展していない。政策運営の透明

化や特定の成果に即した政策、優先課題の変化に柔軟に対応できる政策を確保するには、さらなる努力が必要である。

## 農業政策改革は国によってまちまちである

1986～88年以降、農家収入に占める生産者助成の割合はほぼすべての国で低下している。この割合が最も低下したのはカナダ、メキシコ（1991～93年以降）、ニュージーランドである。助成水準の高い国の中で最も低下したのはアイスランド、スイス、韓国である。農業助成総額の対GDP比もほぼすべてのOECD諸国で低下している。

## 2005年に国家レベルで実施された政策改革もあれば、決定された政策改革もある

欧州連合（EU）では引き続き2003年改革が実施されており、牛乳については助成金支払いへ、また加盟10ヶ国では単一支払い制度へと、一部移行した。韓国は、政府買い取りの廃止と直接支払いの導入を盛り込んだ修正コメ政策の実施に乗り出した。カナダは、生産者に特別な支払いを行う農業所得支払いプログラム（一連の特別支払いの最新のものを）を導入した。米国では、たばこの割当と価格支持が時限的な支払いに代替されるとともに、乳製品の所得補償が2007年まで延長された。トルコは農業改革実施プロジェクトを2007年まで延長した。アイスランドは行政効率を上げるために制度を再編した。

2005年、EU理事会は砂糖制度の改革で合意した。2006年以降、黒砂糖と白砂糖の管理価格は引き下げられ、新規の支払いは単一支払い制度へと統合される。2007～2013年の新たな農村開発規制も採択された。日本では、新たな食品・農業・農村基本計画が策定された。その特徴の1つは、助成基準を個別品目から多品目へと移行させる新たな直接支払いを2006年から導入することである。ノルウェーでは、地域プログラムが策定される一方、国家環境プログラムについても最終的合意に達した。

## 多角的農業政策改革は依然として前途多難

多角的貿易交渉ラウンド「ドーハ開発アジェンダ（DDA）」が引き続き行われ、2004年に合意した枠組みに基づいて農業に関する討議が行われた。従価税換算の算定方法について合意され、具体的提案が出された。2005年12月の香港閣僚会議で行われた交渉により、すべての形態の輸出補助金と同等の効果を持つすべての輸出措置に関する規律を2013年末までに並行して撤廃していくことが合意されたが、これにはもちろんより一般的なDDAに関する合意が必要となる。貿易歪曲的国内助成と市場アクセス改善（特に関税引き下げ率）に関連する重要な問題もまだ解決されていない。農業政策改革のプロセスを活性化するには、これらの交渉の進展が急務である。

© OECD 2005

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を  
翻訳したものです。OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。

[www.oecd.org/bookshop/](http://www.oecd.org/bookshop/)

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

[rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)

Fax: +33 (0)1 45 24 94 53

OECD Rights and Translation unit (PAC)  
2 rue André-Pascal  
75116 Paris  
France

Visit our website [www.oecd.org/rights/](http://www.oecd.org/rights/)

